

(公財)北海道サッカー協会 御中
各地区サッカー協会事務局 御中
各サッカー連盟事務局 御中
各地区サッカー協会審判委員長 各位

(公財)北海道サッカー協会
審判委員会委員長 柳元 良文

2020/2021年フットサル競技規則の改正等について

標記につきまして、(公財)日本サッカー協会より通達が届き、すでにお知らせしたところですが、一部で展開がされていない、あるいは、複数回にわたっての通知により多少の混乱が生じているとの情報が寄せられていることから、これまでの通達文書をまとめて、改めてお知らせいたします。

なお、(公財)北海道サッカー協会が主催する各種大会における本通達の適用につきましては、2020年9月1日から施行といたします。各地区協会におかれましては、2021年4月1日までの間で適宜本通達を適用くださいますようお願いいたします。

また、第3条の暫定的改正(下記資料(2)及び(3))については、即時施行いたしますが、ご承知のとおりCOVID-19に対応するものであるため、例えば、戦術的な理由で、交代ゾーンの両端を利用して自分のチームに有利な状況を作り出すような交代は、暫定的改正の趣旨に反するものであり、このような交代を行ったと主審・第2審判が判断した場合には、反スポーツ的行為として警告されることがあることにご留意ください。ご不明点、ご質問等がございましたら当審判委員会までお問合せください。何卒よろしくようお願い申し上げます。

記

1 資料添付

- (1) 2020年6月18日付、日サ協発第200063号(公財)日本サッカー協会からの通達(別添1-1・1-2)2020/2021改正に関する通達
- (2) 2020年6月30日付、日サ協発第200069号(公財)日本サッカー協会からの通達(別添2)第3条の暫定的改正(フットサル)
- (3) 2020年7月15日付、日サ協発第200076号(公財)日本サッカー協会からの通達(別添3)第3条の暫定的改正(ビーチサッカー)
- (4) 2020年8月25日付、審20-0191号(公財)日本サッカー協会審判委員会からの通達(別添4)競技規則の改正に伴う規則解釈および適用の変更
- (5) 2020年9月24日付、日サ協発第200095号(公財)日本サッカー協会からの通達(別添5-1・5-2)第4条の改正

2 競技規則の改正に関する問合せ先

(公財)北海道サッカー協会審判委員会 フットサル部長 佐々木 琢至
E-mail office-sasaki.2005@extra.ocn.ne.jp